

境川・逢妻川・猿渡川の流域での 雨水流出抑制施設設置の推進について

境川・逢妻川・猿渡川の流域においては、特定都市河川浸水被害対策法を適用しており、一定規模以上の開発を行う際には雨水対策のための許可が必要です。お住まいのみなさま一人ひとりが雨水対策にご協力いただくことで、流域全体では大きな治水対策の力になります。

また、雨水流出抑制施設（雨水貯留・雨水浸透）の設置は、節水にもつながり、浸透を推進することで地下水の涵養にもつながるなど、環境の保全への貢献からも、積極的にご協力をお願いします。



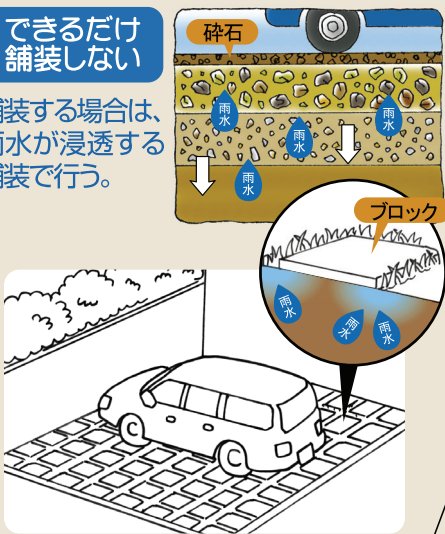
新たに住宅を 建てられる方へ

500㎡以上の開発をされる方は、別途許可が必要となる場合があります。
(技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要です。許可申請に満たない開発を行われる方も、浸透マスなどの設置をお願いします。)

新たに住宅を建築したり、駐車場整備をされる場合に、浸透性舗装、浸透マス、浸透トレンチなどの整備にご協力ください。

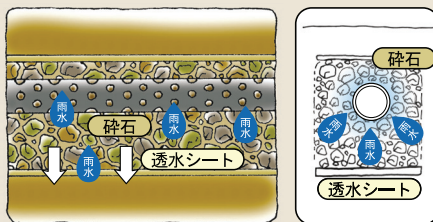
できるだけ 舗装しない

舗装する場合は、
雨水が浸透する
舗装で行う。



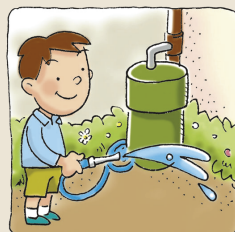
浸透トレンチ

屋根に降った雨水を
地下に浸透させます。



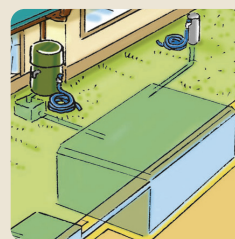
雨水貯留槽

屋根に降った雨水を
タンクに貯めて、散水
等に利用できるように
します。



浄化槽を転用 した貯留槽

下水道への接続により
不要となった浄化槽を
タンクに改造して、
貯まった雨水を散水等
に利用します。



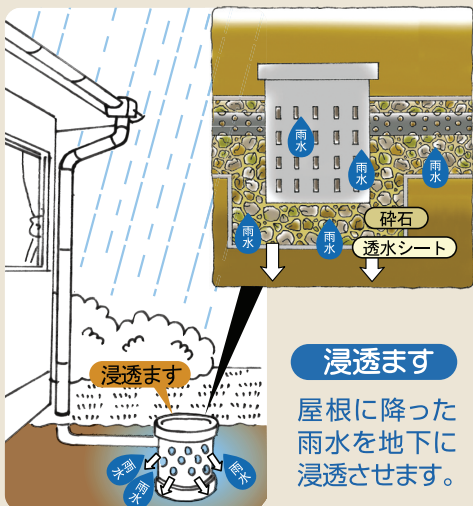
流出抑制

大雨の時は、お風呂や洗濯の水
など河川の水を増やす生活排
水はできるだけ控え、雨がやん
でから流すようにしましょう。



浸透マス

屋根に降った
雨水を地下に
浸透させます。



流域内にお住まいの みなさまへ

対策を行っていない場合には、
ご協力をお願いします。

既存の宅地などで、下水道整備により
不要となった浄化槽を貯留施設と
して転用したり、浸透マス、浸透ト
レンチなどの整備にご協力ください。

知立市の 補助対象の基準

■補助対象施設【知立市】

1. 雨水貯留施設
2. 雨水浸透枡
3. 雨水浸透管
4. 雨水浸透U型側溝
5. 透水性舗装

詳しい基準は下記お問い合わせ先に！

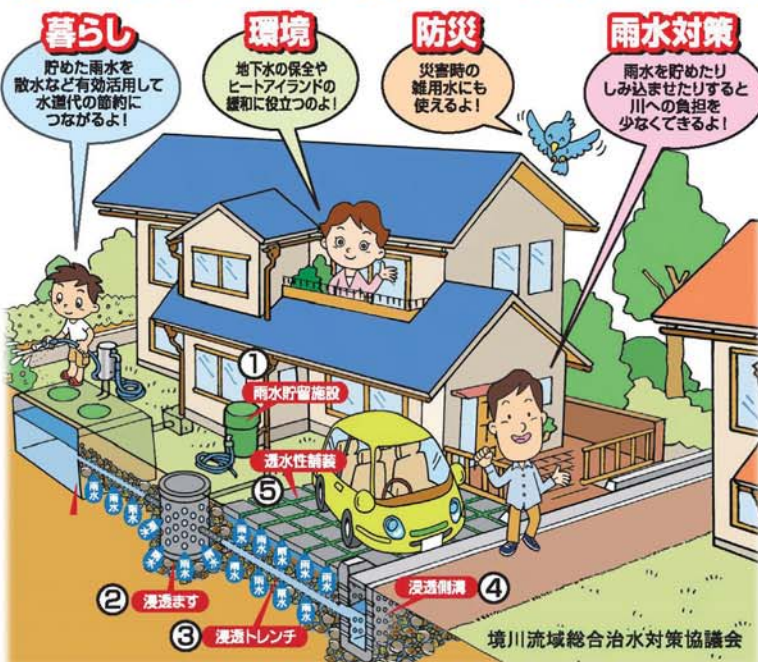
■補助の対象とならないもの

1. 補助の承認前に設置したもの
2. 補助金の限度額を超えたもの
3. 他の補助金を受けるもの
4. 宅地開発等で設置の義務があるもの
(雨水貯留タンクを除く)
5. 上記の他、市長が補助金の交付が
適当でないと認めたもの

■補助対象経費

設置工事に要する材料費、工事費及び諸経費

雨水を貯めたり浸透させたりして、 環境にやさしい暮らしをしよう!!



■補助金額

施設	規模	補助率	上限
雨水貯留施設	100ℓ以上200ℓ未満	工事費の2/3	15,000円/基
	200ℓ以上	工事費の2/3	25,000円/基
雨水浸透枡	口径又は内法200mm以上	工事費の2/3	5,000円/基
雨水浸透管(トレンチ)	口径50mm以上	工事費の2/3	3,000円/m
雨水浸透U型側溝	内幅240mm以上	工事費の2/3	3,500円/m
透水性舗装	面積10㎡以上	工事費の2/3	1,000円/㎡

※補助金の申請額は1,000円未満が切り捨てとなります。
 ※補助金の合計額は1回の土地につき100,000円が上限となります。
 ※雨水貯留施設については1回の土地につき2基上限となります。
 ※浄化槽を雨水貯留に転用する場合は下水道課(0566-95-0159)へお問合せください。

総合治水対策を進めるために、愛知県、名古屋市、刈谷市、豊田市、安城市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町、東浦町が総合治水対策協議会を作り、活動しています。

■お問い合わせ先は下記まで。

知立市役所

知立市広見3丁目1番地 Tel 0566-83-1111 (代表)

○雨水貯留浸透施設全般については

建設部 土木課

Tel 0566-83-1111 (内線452)

Tel 0566-95-0127 (直通)

Mail : doboku@city.chiryu.lg.jp

境川流域総合治水対策協議会

(ホームページ) <http://www.sougo-chisui.jp/>

事務局／愛知県建設部

河川課(計画グループ)
TEL 052-954-6555

下水道課(公共下水道グループ)
TEL 052-954-6533